

様式第 3

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 9 年度 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 3 回（専門部会）子ども部会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議案 1 新サービスの基準について 2 福祉サービス等の相談窓口案内について
日 時	平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日（水） 午前 1 0 時から午前 1 1 時 4 0 分まで
場 所	市役所 2 階 中 1 ・中 2 会議室
出 席 委 員	部会長 小林 公平 委 員 金城 和子 委 員 副見 君雄 委 員 相澤 加代子 委 員 鈴木 良造 委 員 磯部 恵子 委 員 瀬戸 朝子 委 員 寺門 洋行 委 員 村山 佐知子 委 員 吉田 利恵 委 員 神原 誠一 委 員 金安 佳子 委 員 中山 知子
欠 席 委 員	委 員 木根 真理恵 委 員 石山 紀子 委 員 吉田 利恵
事 務 局 等	齋藤 剛（障がい者支援課事務局・相談支援係長） 上野 慎司（障がい者支援課相談支援係主事） 佐野 清貴（障がい者支援課相談支援係主事） 加藤 満子（野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会長） 池田 亜由美（子ども支援室副主幹）
傍 聴 者	3 名
議 事	平成 2 9 年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 3 回専門部会（子ども部会）の会議結果（概要）は、次のとおりである。
事務局・齋藤係長	1. 開会 平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日午前 1 0 時、開会した。会議録作成のため録音機を使用することの了解を得た。木根委員、石山委員、吉田委員が欠席、傍聴者 3 名、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会より加藤会長、子ども支援室より池田副主幹が出席することを報告する。

	2. 議案 (1) 新サービスの基準について
小林部会長	議案1について、事務局に説明を求める。
事務局・上野主事	議案1について、説明を行う。
金城委員	特別支援学校においても訪問教育を行っている。居宅訪問型児童発達支援を学校と併用することは可能なのか。
事務局・上野主事	学校との併用は可能かと思われる。
鈴木委員	医療的ケアが必要な児童に対し、市としてどのような案内ができるのか。
事務局・上野主事	医療機関に確認することが一番だと思われるが、市としては近隣の医療型児童発達支援事業所を案内している。
鈴木委員	国の通知や報告において、行政としては素早く医療サービスに結び付けるシステムの充実が求められている。
事務局・上野主事	国の方でも医療的ケアは重点項目に置いており、これから整備が必要などころではある。
鈴木委員	野田市は医療が必要な児童の受け入れ体制が整っていない。医療を受けるためには、遠方の病院に入院するほかないので、保護者には大きな負担となっている。
小林部会長	事業所に新サービスのニーズを聞きたい。
副見委員	重度の障がいの児童はバスで通園することも困難なため、事業所でサービスを受けたいのに、受けられない保護者もあり、居宅訪問型サービスのニーズは強く感じる。また、訪問看護を受けている保護者は、医療面で看護師による指導を受けられるかもしれないが、居宅訪問型児童発達支援のような、保育士によるコミュニケーション能力向上のための、指導も必要である。
相澤委員	省令事項では、医療的ケア児及び感染症のおそれがある児童が対象とされているが、重度知的障がいの児童も利用できるのか。また、障害者手帳の障がいの程度によって、重度判定を行う場合、同じ障がいの程度の児童に対して、サービス受給の可否はどこの機関が判断するのか。

事務局・上野主事	重度の知的障がいの児童も利用できる。対象については、各種手帳の重度判定を基本とする予定とされていることから、障がい者支援課が手帳の障がいの程度等を総合的に勘案した上で、支給決定する。
金城委員	訪問看護は保護者が不在であっても利用できるが、ヘルパーは保護者がいなければ利用できない。居宅訪問型児童発達支援では居宅に保護者がいなくても利用できるのか。
事務局・上野主事	まだサービスの詳細が発表されていないため、不明である。
小林部会長	保護者不在でも利用できると目的が療育でなく、レスパイトになってしまうおそれがある。また、事業所の意見としては、サービスがマンネリ化しないように支給日数についてもルールを定めたほうが良いと思う。市でルールを定めていいかを含め、これから考える必要があるのではないか。
神原委員	支給単位は日数なのか。
事務局・上野主事	現時点で報酬体系が示されていないことから、不明である。おそらく2月中旬頃に報酬について国から発表される見込み。
加藤会長	新サービスのスタートに当たっては、支給量について事前に計画を定めてほしい。放課後等デイサービスでは本来の目的である療育につながらない不適切な利用がされた事例がある。 【議案1について、ほかに意見はなく、各委員の了承を得た】
小林部会長	(2) 福祉サービス等の相談窓口案内について 議案2について、事務局に説明を求める。
事務局・上野主事	議案2について、説明を行う。
小林部会長	児童について、どの課が相談窓口なのか。
池田副主幹	相談窓口は複数あるが、各課で情報の共有は行っている。
事務局・上野主事	相談のタイプごとにどの課が軸になるかはバラバラである。障がい特性の強い児童については障がい者支援課が軸となり、柏児童相談所が絡む案件については、児童家庭課が軸となる。
小林部会長	相談窓口が決まっていれば、保護者も迷わなくて済む。

池田副主幹	児童の相談は、まず子ども支援室にしていきたい。子ども支援室だけで対応できない案件については、各担当課と連携し、ケース会議等を随時行う。
小林部会長	相談を受けてから、サービスを開始するまでのごく一般的なフローチャートを次回までに作成することは可能か。
事務局・上野主事	子ども支援室等と連携しながら、一度整理したい。
小林部会長	保護者は近くの相談支援事業所を選ぶことが多いのか。
事務局・上野主事	近くの事業所を選ぶ保護者が多いが、児童の場合は、相談支援専門員が居宅に訪問するケースが多いため、事業所の所在地にとらわれずに選んでも差し支えないと伝えている。
小林部会長	抱えている件数が飽和状態の事業所はあるか。あるとしたら、計画の作成を依頼しても断られてしまうのでは。
事務局・齋藤係長	抱えている件数が多いため、別事業所を案内している事業所もある。9月及び10月に立て続けに新規の相談支援事業所が開設されたことから、そのような新規の事業所に経験を積んでいきたいと考えている。
小林部会長	計画相談事業所の現状について知りたい。相談支援事業所が抱える件数に余裕がある状況なのか。それとも、件数に余裕がない中で、保護者としては、空いている事業所を探さなければいけない状況なのか。どちらが現状なのか。
事務局・上野主事	後者の状況に近い。
小林部会長	市としては対応策があるか。
事務局・齋藤係長	介護事業から障がいの分野に参入した事業者による事業所開設が続いた。新たに参入した事業者が経験を積むこと及び更なる新規事業者の参入に期待している。
加藤会長	相談支援のニーズは高いので、飽和する予想はついたはず。計画相談支援事業は赤字事業であり、相談員一人あたりが抱える件数も膨大である。相談支援事業所に補助金を交付している市もあるので、野田市においても、そういった対策を考えるべき時期に来ている。
事務局・齋藤係長	現状から市内の相談支援体制の構築について検討していく必要があることから、課内において協議を開始する。

小林部会長 事務局・齋藤係長	【議案２について、ほかに意見はなく、各委員の了承を得た】 ほかに意見はあるか。なければ、これで議事を終了する。 次回の子ども部会は、平成３０年３月に開催することを連絡する。 ３．閉会 午前１１時４０分、閉会を宣言した。
------------------------------	--